

令和3年2月8日

第70回足立区都市計画審議会議事録

足立区役所 中央館2階 庁舎ホール

第70回足立区都市計画審議会会議録記録署名委員
(令和3年2月8日開催)

会 長	
署 名 委 員	

足立区都市計画審議会 会議概要

会 議 名	第 7 0 回足立区都市計画審議会		
事 務 局	都市建設部 都市計画課		
開催年月日	令和 3 年 2 月 8 日 (月)		
開催時間	午前 1 0 時 2 9 分 ～ 午前 1 1 時 1 1 分		
開催場所	足立区役所 中央館 2 階 庁舎ホール		
区長の出席	有・ <u>無</u>		
出席者	会長 長塩 英治 委員	署名委員 野澤 太三 委員	根上 彰生 委員
	松本 昭 委員	鹿浜 昭 委員	佐々木まさひこ委員
	小泉 ひろし委員	林 千尋 委員	柴田 政子 委員
	長谷川 京子 委員	上野 須美代 委員	川口 郁子 委員
	鈴木 亮太 委員	山本 大樹 委員	張岳 義孝 臨時委員
	戸谷 彰宏 臨時委員		
欠席者	渡辺ひであき委員	山下 菊代 委員	柴 善弘 委員
	横村 隆子 委員	茂木 繁 委員	
関係区職員	専 門 委 員・幹 事		
	副区長 長谷川 勝美 専門委員	政策経営部長 勝田 実 専門委員	環境部長 川口 弘 専門委員
	都市建設部長 大山 日出夫 専門委員	市街地整備室長 佐々木 拓 専門委員	みどりと公園推進室長 臼倉 憲二 専門委員
	建築室長 成井 二三男 専門委員	政策経営課長 伊東 貴志 幹事	企画調整課長 室橋 延昭 幹事
	まちづくり課長 大竹 俊樹 幹事	建築審査課長 石井 高雄 幹事	

	そ の 他 区 関 係 職 員		
	駐輪場対策担当課長 坂本 伸	駐輪場推進係長 林田 貴志	街路橋りょう課長 小林 裕幸
	区画整理係長 吉倉 亨	中部地区まちづくり担当課長 内田 和男	中部地区係長 浅利 正俊
	みどり推進課計画係長 金澤 大輔	学校施設課長 臺 富士夫	建築第一係長 宇田川 実
	建築第一係係員 須藤 隆		
	事 務 局		
	都市計画課長 中村 博	都市計画係長 大田 和弘	都市計画係主査 須藤 聡
	都市計画係主任 白田 浩章	都市計画係係員 眞野 寛基	
資 料	・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）次第 ・第70回足立区都市計画審議会 委員等名簿 ・第70回足立区都市計画審議会 座席表 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）議案書（計画図書）1 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）議案書（計画図書）2 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）議案説明資料 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）報告説明資料 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）報告1 別添資料1 ・第70回足立区都市計画審議会（令和3年2月）報告1 別添資料2		
そ の 他	傍聴人 ☒ 有・無 （1人） その他の参加者：有・ ☒ 無（ ）		

(審議経過)

○中村都市計画課長 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第70回足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課長の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本審議会の情報公開についてでございます。本審議会は公開を原則としております。このため、会議記録につきましては区のホームページで公開させていただいております。また、会議記録作成のため録音させていただきますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に移らせていただきます。

ここからの議事の進行は長塩会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
○長塩会長 おはようございます。それでは、都市計画審議会の議事を進めてまいります。

まず初めに、事務局から本日の資料と議案について説明願います。

○中村都市計画課長 事務局です。それでは、皆様に事前にお配りしました資料と審議議案の確認をさせていただきます。

最初に、次第をご覧ください。

本日の議事でございますが、議案が2件、報告事項が3件でございます。

第1号議案「東京都市計画道路の変更(足立区画街路第15号線の追加)(足立区決定)」でございます。

第2号議案「東京都市計画駐車場谷中自転車駐車場の変更(足立区決定)」でございます。

続いて報告事項でございますが、報告1「用途地域等の一括変更について」、報告2「島根四丁目地区地区計画の変更について」、報告3「千住桜木町公園の変更について」でございます。

次に、事前に配付しております資料についてでございます。次第のほか、委員等名簿でございます。名簿につきましては、更新がございましたため、本日、席上配付しております。恐れ入りますが、差し替えをお願いいたします。続きまして、座席表、白色の表紙

の議案書1、議案書2、それぞれ一つづり。それから黄緑色の表紙の議案説明資料一つづり、桃色の表紙の報告説明資料一つづり、右上に「報告1 別添資料1」と記載された両面刷りの資料1枚、最後に右上に「報告1 別添資料2」と記載された資料1枚。

以上が本日の資料でございます。不足している資料がございましたら、事務局へお知らせください。よろしいでしょうか。

本日の説明は正面のスクリーンを利用し、ご説明いたしますので、説明の際はスクリーンをご覧ください。お手元の資料は、スクリーンが見づらい場合にご覧ください。

マイクは、ご発言の際に事務局がお持ちいたします。使用の都度、事務局で消毒させていただきます。

また、質疑応答につきましては、議案についてはご説明後、報告事項につきましては全3件のご説明後、まとめてお時間を設けさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○長塩会長 ご苦労さまです。

それでは、審議に入る前に、委員の出席状況を事務局から報告してください。

○中村都市計画課長 事務局です。本日は、定数21名のところ16名のご出席を頂いております。過半数の出席を頂いておりますので、審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

○長塩会長 議事録署名人は、私と野澤委員さんが務めますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案「東京都市計画道路の変更(足立区画街路第15号線の追加)(足立区決定)」の審議を行います。小林街路橋りょう課長から説明願います。

○小林街路橋りょう課長 街路橋りょう課長の小林でございます。

私からは、第1号議案、足立区画街路第15号線の追加に伴います「東京都市計画道路の変更」について提出いたします。

お手元の資料では、白い表紙の議案書1の1ページをご覧ください。

提出者は、足立区長、近藤弥生です。

提出理由は、本計画を決定するに当たり、足立区都市計画審議会の議決を経る必要があるためでございます。

議案書1の2ページ以降は、都市計画の案の理由書、計画書、総括図、計画図でございます。

以上が議案書1のご説明になります。

議案書は少し分かりづらいため、黄緑色の表紙の議案説明資料で内容をご説明いたします。

議案説明資料の1ページ目をご覧ください。

「1 議案の趣旨」でございます。本案件は、平成31年3月の千代田線北綾瀬駅延伸と北綾瀬駅始発代々木上原方面への直通運転開始をきっかけに、エリアデザイン計画の策定や北綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会における検討が進んだことにより、足立区画街路第15号線の追加を行うものでございます。

「2 地区の現況」、「3 地区の課題」につきましては記載のとおりでございます。

2ページをご覧ください。

「4 決定概要」でございます。名称は足立区画街路第15号線です。環状七号線に接続する路線延長約10mの街路部分と、その他の交通広場部分を合わせて、合計で約2,250㎡の都市計画道路になっております。

続きまして、「5 位置図」でございます。都市計画決定する位置は、位置図にありますとおり、北綾瀬駅に隣接する北西部分です。住居表示では、足立区谷中四丁目地内となります。

3ページをご覧ください。

「6 交通広場イメージ」でございます。赤色の点線は、交通広場の区域を示す線になります。灰色の実線は、交通広場を通る車の流れを示しています。環状七号線から入る車は、ロータリーに沿って交通広場を周回し、再度環状七号線に出ることになります。水色の点線は、人の流れを示しています。

主な交通施設としましては、ロータリーに沿って順に、路線バスのバス停、身障者用の乗降車場、タクシー乗車場、コミュニティバス「はるかぜ」のバス停を設置し、また、ロータリーの中央にはタクシープールを設置する方向で関係機関と協議を進めている状況です。

また、濃い青色の矢印の左右方向は、交通広場内に設置する方向で検討している横断橋を示しています。令和2年12月19日

に開設された北綾瀬駅北口の2階部分から直接交通広場に降りられるように計画したいと考えております。

4ページをご覧ください。最後に「7 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。前々回の第68回足立区都市計画審議会で本議案内容をご報告した後、令和2年11月20日から計3日間、4回にわたって都市計画法第16条に基づく住民説明会を開催いたしました。また、都市計画法第19条に基づく東京都知事協議につきましては令和3年1月8日に完了し、都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧につきましても1月15日から行いましたが、意見はございませんでした。本日の都市計画審議会でご審議いただき、年度内の都市計画の決定・告示を考えております。

以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。○長塩会長 それでは、第1号議案の審議をいたします。発言に当たりましては、その都度、職名もしくは氏名を名乗られてからお願いいたします。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○川口委員 区民委員の川口です。よろしくをお願いします。

交通広場のイメージ図を拝見いたしまして、これに関しまして要望なのですが、現在、一般の送迎レーンの設置予定がないように見受けられます。身障者用は1台ありますけれども、ほかにも必要な人がいらっしゃると思いますが、この状況だと利用しづらいと感じるので、ここはイメージなので、まだこれから変更予定もきっとあると思いますので、ぜひ一般も利用できるスペースをつけていただけたらうれしく思います。例えば妊婦さんですとか、病気やけがで一時的に歩行ができない方とか、乳幼児を抱えてベビーカーの方とか、今のこの状況だと、このレーンを利用するにはちょっと利用しづらいと感じると思いますので、ご配慮いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小林街路橋りょう課長 現在、駅前広場につきましては、一般の車も通行できる形ではありますが、一般車両が駐停車する場所は現在確保していない状況でございます。身障者用のところを、うまく皆さん

と譲り合って使っていただけると大変助かると考えております。今後、詳細についてはまた考えていきたいとは思っております。現時点では、今のところは想定しておりません。申し訳ございません。

○川口委員 区民委員の川口です。ありがとうございます。

今のところ想定されていないというお返事であれば、ぜひつくる方向もご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○長塩会長 他にございますか。

○小泉委員 区議会の小泉です。

今の図を基にですけれども、事業化へ向けて活発な動きが出ているかと思うのですが、今現在「はるかぜ」とか路線バスの手を挙げているというか、乗り入れる予定があったら確認したいことと、あと先ほどご説明がありましたけれども、環七側から交通広場へ進入する、亀有方向に向かって左折かと思うのですが、一般車両はあまり考えられないのかもしれませんが、環七を亀有方向に向かって左折以外に、この交通広場へ進入する必要性があった場合の想定される交通ルートについて確認したいと思えます。

○小林街路橋りょう課長 バス事業者との話し合いですけれども、今現在計画されている駅前交通広場周辺を走行している「はるかぜ」であるとか、路線バスを乗り入れることで検討はしております。それ以外のところについては、今事業者と検討しております。また決まりましたらご報告したいと考えているところでございます。

駅前広場のあの交差点につきましては、今交通管理者の警視庁と協議しているところでございますので、地域の皆様が不自由なく、また心配事がないように、今後調整をしていきたいと考えております。

○長塩会長 よろしいですか。

他にございますか。

なければ、採決いたします。本案につきまして、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長塩会長 それでは、第1号議案は異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、第2号議案に移ります。第2

号議案「東京都市計画駐車場谷中自転車駐車場の変更(足立区決定)」の審議を行います。坂本駐輪場対策担当課長から説明願います。

○坂本駐輪場対策担当課長 皆さん、こんにちは。駐輪場対策担当課長の坂本でございます。

私からは、第2号議案「東京都市計画駐車場谷中自転車駐車場の変更(足立区決定)」についてご提出いたします。

お手元の資料では、白い表紙の議案書の2、1ページをご覧ください。

提出者は足立区長、近藤弥生です。提案理由は、東京都市計画駐車場谷中自転車駐車場を変更にするに当たり、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

都市計画案の理由書は次の2ページをご覧ください。計画書が3ページ、新旧対照表が4ページ、総括図の縮小版が5ページ、計画図の縮小版が6ページになっております。

以上が議案書のご案内になります。

詳細の内容につきましては、黄緑色の表紙の議案説明資料でご説明いたします。

議案説明資料の5ページをご覧ください。

「1 議案の趣旨」。現在、都市計画決定されている谷中自転車駐車場は、区管理通路上にあり、ここに自転車駐車場を整備してしまいますと、歩行者の通行に支障が出てしまいます。

そのため、北綾瀬駅前交通広場の整備と周辺のまちづくりに合わせまして、現在可能な場所、北東にある中井堀公園に自転車駐車場を整備するために、谷中自転車駐車場の都市計画を変更するものでございます。

「2 地区の現況」「3 地区の課題」につきましては、記載のとおりでございます。

次に「4 変更概要」になります。議案説明資料では6ページになります。

まず、(1)谷中自転車駐車場の都市計画変更についてでございます。表のとおり、谷中自転車駐車場の位置と面積を変更したいと考えております。位置につきましては、足立区谷中四丁目1番から足立区谷中四丁目5番への変更となるため、表中の表記いたしましては、「足立区谷中四丁目地内」から「足立区谷中四丁目地内」と同じ表現にな

ります。詳細な変更位置につきましては、図2のとおりとなっておりますので、ご覧ください。面積につきましては、約520㎡から約750㎡への変更となります。

続きまして、(2)中井堀公園の廃止についてでございます。議案説明資料では7ページになります。

中井堀公園は、北綾瀬駅から約220mの位置にある公園ですが、ほとんど利用者がいない状況でございます。また、北綾瀬駅周辺には都市計画決定されているしょうぶ沼公園があり、中井堀公園から250mの範囲には、加平第一公園、沖谷公園、稲荷公園などがあり、もし廃止となった場合でも代替となる公園が近くにあります。中井堀公園は廃止となる予定ですが、できるだけ現在ある緑を生かして自転車駐車場の整備をしたいと考えております。

続きまして、(3)谷中自転車駐車場の整備イメージでございます。議案説明資料では8ページになります。

左側の図4、整備イメージ図をご覧ください。新規の谷中自転車駐車場は、駐輪ゾーンと緑地ゾーンで構成いたします。駐輪ゾーンは、自転車ラックを整備するスペースと子ども乗せ大型自転車等、多様な自転車を置くことができる平置きスペースを整備したいと考えております。右の写真は参考の写真です。区内にある自転車駐車場の自転車ラックのスペースと平置き駐輪スペースの参考の写真となります。

緑地ゾーンは、道路沿いに既存の樹木を可能な限り保存しながら整備していきたいと考えております。去年11月に開催しました住民説明会では、高木の落ち葉の適正管理についてのご意見がございました。整備後は定期的な剪定を行っていききたいと考えております。

最後に、「5 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございます。議案説明資料では9ページになります。都市計画法第16条に基づく住民説明会では、第1号議案でも説明いたしましたが、北綾瀬駅前交通広場の説明と合わせて合計4回行いました。都市計画法第19条に基づく東京都知事協議を行い、「意見なし」との回答を頂きました。1月15日から29日まで、都市計画法第17条に基づく都市計画案の公告・縦覧を行いました。特に意見はありませんでし

た。本日の第70回都市計画審議会にてご審議いただき、ご承認いただきました暁には、3月上旬に都市計画決定・告示を行いたいと考えております。

以上で第2号議案「谷中自転車駐車場の変更」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○長塩会長 それでは、第2号議案の審議をいたします。本件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 区民委員の鈴木と申します。

中井堀公園の自転車駐車場の整備について、1つ意見がございます。(3)の整備イメージの緑地ゾーンの利用方法についてなのですが、今現在は植栽帯として利用するというイメージでしょうか。

というのも、恐らくここを駐輪場として整備すると、既存の場合だと利用者が少なかったと思うのですが、駐輪場で人の出入りが多くなってくると、もともとここにあったある程度利用するような状況というのが、少し生まれてくるような気がします。公園の広場としての機能は、ほかの公園で代替できると思うのですが、例えば少しここで滞留できるような、短い時間利用するような空間の利用方法というのは、これから少し考えられてくるような気がして、そういった場合、この緑地ゾーンというのを、ただの植栽帯だけではなくて、少ない時間でも人が滞在できるような、例えばベンチであるとか、多少そういう行為を促すような空間があると、ただ駐輪場としての機能だけではなくて、地域の人とかも少し休憩で利用できるようなスペースとかになったりして、もう少し魅力的になるのかなと思います。なので、ぜひ緑地ゾーンの具体的なイメージをこれから考えていく上で、そういったことも検討していただければと思います。以上です。

○坂本駐輪場対策担当課長 今、緑地ゾーンを予定しているところは、既存の高木を残すのと、皆さんの憩いの場所ですので、ベンチとかを置くような形で、駐輪場を利用する以外の人も利用できるような施設をつくっていききたいと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○佐々木委員 区議会議員の佐々木です。

今、鈴木委員がおっしゃったように、私も緑地ゾーンは、もともと中井堀公園は利用

が少ないとはいっても、地域の方の緑地、憩いの場になっていたわけですので、そういった緑地ゾーンを、ただ単にそこだけを残すのではなくて、ベンチを置くなり、皆さんが憩える場としてきちっと整備をしていただきたいということは要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

それから、北綾瀬駅から220mしか離れていないといっても、たかが220mなのですけれども、されど220mなのです。朝の忙しい時間に、結構この距離というのがどうなのかなという思いはいたします。比較的ここは充足している地域で、どちらかというところ環七の内側の東側に駐輪場が欲しいという声、大谷田とか、あちらの方面から来る人が多いのです。そこら辺のことも含めて、ぜひ今後検討していただきたいということをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○坂本駐輪場対策担当課長 確かに東側のほうの駐輪場が不足しているというご意見は地元の方からも聞いておりますので、今後も用地の確保だとか、駐輪場事業者にも働きかけまして、東側の設置も進めていきたいと考えております。

○佐々木委員 よろしくお願ひいたします。以上です。

○長塩会長 他にございますか。

なければ、採決いたします。本案につきまして、異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長塩会長 それでは、第2号議案は異議のないものと決定し、区長に通知いたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告1「用途地域等の一括変更について」、中村都市計画課長から説明願います。

○中村都市計画課長 都市計画課長の中村でございます。

私から、報告1「用途地域等の一括変更」につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料では、報告説明資料の1ページからとなります。

「1 報告の趣旨」でございます。本案件は、平成16年の用途地域等の一斉見直し以降、用途地域の指定と現況との不整合等に対応するため、一括して変更を行うものでございます。

変更の理由としましては、①都市計画道路等の整備による地形地物の変更により、用途地域指定状況と現況の不整合が見られること。②東京都が令和元年10月に策定した「用途地域の指定方針・基準」に基づく内容への適合の2点でございます。

現在、現況との整合を図るため、用途地域等の変更原案を作成し、東京都へ提出する作業を進めているところでございます。

次に、2ページの「2 一括変更の概要」についてでございます。足立区における変更対象予定地区でございます。足立区の対象事例としては、大きく3点になります。アは、イメージ図のように道路の線形が変わるなど、用途地域境界の基準となる地形地物が変化した地区でございます。イは、都市計画道路が事業中もしくは事業整備済みのところが対象となります。ウは、都市計画を伴わない土地利用転換による変更となります。

足立区における対象地区を示した図になります。事例アの地区が13地区、赤色の凡例で示しています。事例イの地区が3地区、緑色の凡例で示しています。事例ウの地区が1地区、青色の凡例で示しています。

足立区の対象は全部で17地区となりますが、東京都との協議によりまして、事例アの13地区が10地区程度に変更になる可能性がございます。引き続き東京都と協議を進めてまいります。

次に、変更内容の説明方法についてでございます。当初、住民説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルス対策、それから変更対象予定地区が限定されるということから、該当地権者等への資料の戸別配付等を行いまして、希望者には個別説明を行う予定でございます。

最後に、「3 都市計画手続きと今後の予定」でございます。用途地域等の一括変更は東京都決定案件であり、決定予定は令和5年7月頃を予定してございます。足立区から東京都へ原案の提出を令和3年9月頃に行い、令和4年4月頃、東京都より正式に足立区都市計画審議会に意見照会がある予定でございます。次回は原案提出前の7月頃、本審議会にご報告させていただく予定でございます。

以上で報告1の説明を終わります。

○長塩会長 では、次の報告に移ります。報

告2「島根四丁目地区地区計画の変更について」、内田中部地区まちづくり担当課長から説明願います。

○内田中部地区まちづくり担当課長 中部地区まちづくり担当課長の内田でございます。私からは、報告事項2「島根四丁目地区地区計画の変更について」、ご報告いたします。

お手元の資料では、桃色の表紙の報告説明資料5ページからになります。

最初に、「1 報告の趣旨」でございます。本案件は、地区内で交差する都市計画道路整備の進捗に合わせ、地区施設を適正な配置にするための地区計画の変更でございます。第71回足立区都市計画審議会への付議に先立ち、概要を報告させていただきます。

次に、「2 地区の現況」でございます。本地区は、国道4号と環状七号線が交差する北西に位置し、地区の南西には東武スカイツリーラインの西新井駅があり、比較的交通利便性が高い地区であります。地区中央には南北に縦断する都市計画道路補助第255号線及び東西に横断する都市計画道路補助第258号線の交差する2本の都市計画道路が位置しており、この整備に合わせて平成11年2月に地区計画を策定しています。現在、地区内における都市計画道路は整備され、地区施設である公園の整備や建て替えに伴う区画道路の整備が進んでおります。

続きまして、お手元の資料では6ページになります。

「3 地区の課題」でございます。地区中央部に位置する2本の都市計画道路整備が完了し、地区内の交通状況が変化しつつあることから、適正な地区施設の整備を図るためには、地区計画変更が必要となります。

続きまして、「4 地区計画の変更」でございます。地区計画で定めている地区施設の変更については、区画道路の整備に伴い、区画道路7号線、8号線、9号線の3路線の計画幅員を広げます。区画道路10号線は廃止いたします。変更理由は、マンション建設により10号線の整備が見込めない状況と周辺区画道路の拡幅等整備が進んだため、区画道路の規模や配置を見直すためです。

続きまして、お手元の資料では7ページになります。

「5 都市計画手続きの今後の予定」につきましては記載のとおりです。7月に開催予定の第71回足立区都市計画審議会においてご審議いただき、都市計画決定・告示を予定しています。

以上で報告2の説明を終わります。ありがとうございました。

○長塩会長 ご苦労さまです。

では、次の報告に移ります。報告3「千住桜木町公園の変更について」、臺学校施設課長から説明願います。

○臺学校施設課長 学校施設課の臺でございます。私からは、報告事項3「千住桜木町公園の変更について」、ご報告いたします。

お手元の資料では、報告説明資料9ページからになります。

最初に、「1 報告の趣旨」でございますが、北千住から西側に約1kmの場所にあります千住桜木町公園は、昭和43年に開園し、昭和45年に都市計画決定した公園でございます。

本案件は、経年により都市計画決定区域と現況の利用状況とで差異が生じているため、都市計画公園面積は変えず、現況に合わせて本都市計画公園の区域を変更したいと考えてございます。

本日は、次回の都市計画審議会での付議に先立ち、概要を報告するものでございます。

次に、「2 公園の現況」でございます。本公園があります千住桜木一丁目周辺地区は、道路などの都市基盤が未整備な地域で、狭隘道路の拡幅や隅田川の景観を生かしたまちづくりが進められている地区となっております。本公園は隅田川に面し、千寿桜小学校及び都営住宅団地等に接しておりまして、地区のコミュニティ空間となっております。

公園の課題といたしましては、小学校改築との公園一体整備時におきまして、公園の一部を校庭の一部として使用する管理協定を結び、現在、学校が利用している状況であり、都市計画公園区域と現況の利用状況とで差異が生じてございます。

今回、小学校の校庭改修計画を契機に、この課題を解決し、現況に合った適切な区域に変更し、都市計画公園として適切に管理する必要があるものと考えてございます。

次に、画面は千住桜木町公園の現在の様

子を示しております。お手元の資料では10ページになります。

緑の点線が公園全体敷地で、0.39haでございます。このうち緑の実線部分の0.27haが都市計画公園決定区域でございます。現況は、青の点線部分が公園と学校が協定を結び一体整備した部分であり、そのうちの青の斜線の部分が、都市計画公園となっている部分であります。小学校が校庭の一部として利用している状況でございます。

また、北側の道路上のグレーの部分につきましては、地域の安全確保のため、狹隘道路を拡幅した部分です。都市計画公園の区域ですが、道路として管理している現状でございます。

お手元の資料の11ページになります。

これまでの経緯でございます。左上の図(1)をご覧ください。本公園開園後、その0.27haを昭和45年に都市計画公園として決定いたしました。小学校と区の文書庫に接している状況でしたが、文書庫の部分は、昭和63年に文書庫を解体し、公園に編入しています。

その下の図(2)をご覧ください。平成6年に千寿桜小学校が完成し開校する際に、公園と学校とで協定を結び、公園と校庭をつないで一体整備を行い、地域に開かれたコミュニティ空間として整備いたしました。

右上の図(3)をご覧ください。その後、公園改修などを行っておりますが、平成13年に大阪で起きました池田小事件を受けまして、全国的に学校のセキュリティ強化が求められました。千寿桜小学校におきましても同様でございまして、学校は一点鎖線の部分にフェンスを設置するに至ったところでございます。

また、南側の都営住宅の建て替えに伴い創出された土地0.12haの都有地をお借りして公園を整備してございます。

さらに平成23年に、地域の課題でもある狹隘道路の拡幅のため、公園敷地8㎡ほどを道路として整備し、隔離するに至っております。

このような経緯を踏まえまして、(4)の変更案のとおり、現状の形に合わせて①の部分と②の部分の合わせた約223㎡を削除し、削除した分として都市計画公園となっていない③の約223㎡を追加して、都市計画公園面積0.27haは変更せずに

区域の変更を行いまして、公園・学校・道路を適切に管理できるようにしていくことを考えてございます。

最後に、お手元の資料では12ページになります。

「6 都市計画手続きの経緯と今後の予定」でございますが、本日のご報告後、3月に「開かれた学校づくり協議会」等で地域や学校関係者に説明を行い、5月中旬以降に都市計画法第17条に基づく都市計画案の告示・縦覧を経て、7月頃の都市計画審議会でご審議をしていただく予定を考えているところでございます。

以上で報告3の説明を終わります。ありがとうございました。

○長塩会長 ご苦労さまです。

それでは、ただいま説明いただきました報告事項3件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で本日の議案審議は終了といたします。

これより会の進行を事務局にお願いします。

○中村都市計画課長 長塩会長、議事進行ありがとうございました。

本日ご審議いただきました2件につきましては、決定告示に向けて手続を進めてまいります。

また、報告3件につきましては、次回以降、審議会のご審議またはご報告を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで連絡でございます。

学識委員であります野澤委員、根上委員は、委員任期の満了によりまして、本日が最後の審議会へのご出席となります。お二人におかれましては、長い間、足立区都市計画審議会委員として、足立区の都市計画行政にご尽力をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでご挨拶をいただければと存じます。

初めに、足立区都市計画審議会委員を20年務めていただきました根上委員、お願いいたします。

○根上委員 20年という数字、私、ちょっと数えていなかったもので、そんなになるのかなと思いました。本当に長い間お世話になりました。

この20年間、足立区の足立都市環境は随分大きく変わったかなと思います。大変

いい方向に変わって、快適で住みやすい都市環境に向けて進化してきたなと思っております。

今後は、一区民として足立区の都市環境がますます住みやすい、暮らしやすいものになることを期待しておりますので、皆様方よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、以上です。どうもありがとうございました。

○中村都市計画課長 ありがとうございます。

続きまして、足立区都市計画審議会委員を16年務めていただきました野澤委員、お願いいたします。

○野澤委員 ご紹介いただきました野澤太三でございます。

私は旧国鉄へ30年ほど勤めまして、国鉄改革のために参議院に参りまして、18年3期務めさせていただきました。

足立区には、ちょうど40年近く住居でお世話になりまして、この間つくばエクスプレスあるいは舎人ライナー、西口・東口の改革等いろいろありましたので、都市計画審議会の端くれとしてご奉公させていただいたものでございます。

することはいっぱいございますが、「美しいまちは安全なまち」という区長さんのご意向は私も大変賛同いたしまして、これからも一区民としてできることをお務めしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○中村都市計画課長 根上委員、野澤委員、長い間ありがとうございます。

続きまして、事務連絡でございます。

次回の足立区都市計画審議会でございますが、令和3年7月頃の開催を予定してございます。改めてご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、当審議会にお車でご来場いただきました委員の皆様につきましては駐車券をご用意してございます。事務局にお申しつけください。

事務連絡は以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようでしたら、これにて第70回足立区都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。